

平成30年度 第3回北海道私立学校審議会 議事録

1 日 時 平成31年2月12日（火）13:30~14:30

2 場 所 道庁本庁舎11階 共用会議室A

3 委員定数 15名

4 出席委員 13名

大西正宏委員、大西修夫委員、相馬真吾委員、佐藤みゆき委員、須藤美紀子委員、
布川耕吉委員、小泉佳子委員、齊藤茂子委員、本間裕邦委員、 苫米地 司委員、
小倉悦子委員、富田 彰委員、前田賢次委員

5 議題

- (1) 私立高等学校（通信制）の課程に係る学則変更認可について (4件)
- (2) 私立幼稚園の収容定員に係る園則変更認可について (1件)
- (3) 私立幼稚園の廃止認可について (14件)
- (4) 学校法人の解散認可について (1件)

6 議事概要

本間会長が議長となり審議会運営規則第5条に規定する会議定員数に達している旨宣言され、本審議会の議事録署名人に相馬委員及び前田委員を指名した。

審議に先立って、事務局から前回答申の処理状況について資料1に基づき説明し、その後、諮問事項（資料2）の審議を行った。議事の経過及び結果は次のとおりである。

(1) 私立高等学校（通信制）の課程に係る学則変更認可について

とわの森三愛高等学校、クラーク記念国際高等学校、星槎国際高等学校、北海道芸術高等学校の教育課程表の改訂等に係る学則変更認可について、資料に基づき事務局から次のとおり説明した。

【事務局説明】

諮問番号第1880号（1）、とわの森三愛高等学校の教育課程表改訂に係る学則変更認可について、ご説明いたします。資料の1ページをご覧ください。

この案件は、学校法人酪農学園が設置するとわの森三愛高等学校が、文部科学省の学習指導要領の改訂に対応して、教育課程表の「総合的な学習」を「総合的な探求」に変更するものです。

変更の時期は、平成31年4月1日を予定しております。

次に、資料の2ページをご覧ください。

諮問番号第1880号（2）、クラーク記念国際高等学校の通信教育を行う区域の変更等に係る学則変更認可について、ご説明いたします。

この案件は、学校法人創志学園が設置するクラーク記念国際高等学校が生徒の多様な選択の幅を広げ、より多くのニーズに応えるため、通信教育を行う区域の変更、面接指導等実施施設の変更・追加及び教育課程表の改訂を行おうとするものです。

変更の時期は、平成31年4月1日を予定しております。

資料の項目7「変更の内容」をご覧ください。まず（1）通信教育を行う区域の変更です。

現在、クラーク記念国際高等学校の教育区域は、全国で39都道府県となっておりますが、より多くの教育的ニーズに応えるため、新たに、福井県及び石川県を教育区域としようとするものです。

道の審査基準では、「他の都府県を教育区域に加えようとする場合にあっては、当該都府県及び都府県教育委員会の意見を聴き、これを尊重するものであること」と規定しておりますことから、福井県及び石川県に事前に意見照会を行い、「支障ない」あるいは「やむを得ない」の回答をいただいております。

続きまして、（2）面接指導等実施施設の追加等についてです。

通信制課程における学習は、教科書等に基づいた生徒の自学自習を基本とし、報告課題の添削指導、面接指導への参加、及び学力試験により、所定の単位が認定されると卒業が認められるものです。

この度、各教育区域における生徒の面接指導等の利便性を図るため、面接指導等の会場として、10の施設を追加しようとするものです。追加する施設は、「ア」にありますとおり、群馬県の群馬法科ビジネス専門学校桐生校など専門学校3校、福井県のWILLB E 高等学院など指定技能教育施設3施設、東京都のクラーク記念国際高等学校東京学習センターなど学習センター4センターです。

文部科学省令の「高等学校通信教育規程」により、面接指導等の教育は、本校以外にも、協力校という位置付けで他の高等学校で行うことも可能であるほか、さらには、「他の学校等」として大学、短大、専修学校及び指定技能教育施設を利用することも認められているところです。

「指定技能教育施設」とは、都道府県の教育委員会が指定する教育施設で、学校教育法（第55条）の規定により、高校の定時制や通信制課程に在学する生徒は、指定技能教育施設で受講した職業に関する科目、例えば家庭、農業、工業、商業、看護、水産といった科目について、高校の単位としても認定できるという制度になっております。

また、学習センターにつきましては、都道府県認可の専修学校や都道府県教育委員会が認可する指定技

能教育施設と異なり、行政機関の認可等を受けていない施設について、生徒の利便性を考慮して、国の了解のもとに、道の内規において、面接指導等の実施を認めている施設であります。

追加する面接指導等実施施設の周辺環境、施設設備等についてですが、専門学校は所在都道府県の知事が、指定技能教育施設については、所在都道府県教育委員会教育長が認可した施設であり、関係書類の確認を行った結果、支障がないことを確認しております。

次に、学習センターの④東京学習センター、⑤横浜学習センター、⑩鹿児島学習センターについては、指定技能教育施設を学習センターに変更するもので、同一施設を継続して使用することから、現地調査を省略しておりますが、関係書類の確認を行った結果、支障がないことを確認しております。

⑦福岡学習センターにつきましては、高等学校教育を実施するのに適切な施設であるか、事務局職員が現地調査を行っております。

今回は、12月18日に事務局職員2名で現地に訪れ、学校関係者からの説明を受け、施設・設備の整備状況並びに周辺環境について確認して参りましたが、面接指導等実施施設として適切であると判断されます。

次に、イの施設の削除についてです。

①クラーク高等学院東京校及び②横浜校については、先ほどアでご説明したとおり学習センターへ変更となるため、削除するものです。

③清和国际高等学園は、閉園となるため削除するものであり、当該学園跡には、指定技能教育施設であるクラーク高等学院熊本校を移転し、アの⑨のとおり面接指導等実施施設とするものです。

④タラデザイン専門学校は、閉校となるため削除するものであり、当該校跡には、アの⑩の鹿児島学習センターを設置するものです。

次に、(3)教育課程表の改訂ですが、社会で求められる、「主体性、協働性、多様性、思考力、判断力、表現力」を身に付けることを目的として、生徒の興味・関心に対応した学校設定科目として「ロボット数学Ⅰ」及び「ロボット数学Ⅱ」を追加するものです。

なお、本案件のうち、教育区域の拡大について、学校教育法第54条第3項の規定により、あらかじめ文部科学大臣に届け出る必要があり、本日の審議会でご了解いただけたら、文部科学大臣に届出を行い、届出が受理された後に認可する手順となりますことを申し添えます。

次に、資料の3ページをご覧ください。

諮問番号第1880号(3)、星槎国際高等学校の面接指導等実施施設の追加等に係る学則変更認可について、ご説明いたします。

この案件は、学校法人国際学園が設置する星槎国際高等学校が、生徒の利便性向上、きめ細やかな指導を行うため面接指導等実施施設の追加、移転、削除及び教育課程表の改訂を行おうとするものです。

変更の時期は、平成31年4月1日を予定しております。

資料の項目 7「変更の内容」をご覧ください。(1) 面接指導等実施施設の追加等についてです。

アの施設の追加ですが、各教育区域における生徒の面接指導等の利便性を図るため、面接指導等の会場として、7の施設を追加しようとするものです。

追加する施設は、「ア」にあるとおり北海道の星槎道都大学など大学2校、秋田県のしらかみ看護学院専修学校1校、北海道の芦別学習センターなど学習センター3センター、大阪府の関西空翔高等学院の指定技能教育施設1施設です。

面接指導等実施施設として利用できる施設については、さきほどご説明したとおりです。

追加する面接指導等実施施設の周辺環境、施設設備等についてですが、大学は、文部科学大臣が認可した施設であり、専修学校は所在都府県の知事が、指定技能教育施設については、所在都府県の教育委員会教育長が認可した施設であり、関係書類の確認を行った結果、支障がないことを確認しております。

次に、学習センターについては、④芦別学習センターは、芦別市にある本校を札幌学習センターの所在地に移転することから、本校舎を学習センターに変更するものであり、同一施設を継続して使用することから、現地調査等は省略しております。なお、校舎の移転につきましては、届出事項のため、審議対象外となっております。

⑤川口学習センター、⑥静岡学習センターについては、高等学校教育を実施するのに適切な施設であるか、事務局職員が現地調査を行っております。

今回は、12月25日に静岡学習センター、26日には川口学習センターの現地に事務局職員2名で訪れ、学校関係者からの説明を受け、施設・設備の整備状況並びに周辺環境について確認して参りましたが、川口学習センターについては、内装が一部工事中であり、一部教具について運び入れを控えているものや未整備のものがありましたが、これらについても、学習センターが開設される4月1日までに必要な教室や校具・教具等が申請どおり整備されるよう準備していることを確認できており、両センターとも現地調査を行った結果、面接指導等実施施設として適切であると判断されます。

次に、イの施設の移転についてです。沖縄学習センターは、施設の老朽化により移転するものです。高等学校教育を実施するのに適切な施設であるか、事務局職員が現地調査を行っております。

今回は、12月27日に事務局職員2名で現地に訪れ、学校関係者からの説明を受け、施設・設備の整備状況並びに周辺環境について確認して参りましたが、面接指導等実施施設として適切であると判断されます。

次に、ウの施設の削除についてです。

①札幌学習センターは、本校が移転することにより、削除するものです。

②W I L L B E 高等学院は、連携解除のため削除するものです。

次に、(2) 教育課程表の改訂ですが、文部科学省の学習指導要領の改訂に対応して、「総合的な学習の時間」を「総合的な探求の時間」に変更するものです。

また、生徒の学びの充実を図っていくため、記載の科目を学校設定科目として追加するものです。

次に、資料の４ページをご覧ください。

諮問番号第1880号（４）北海道芸術高等学校の面接指導等実施施設の移転等に係る学則変更認可について、ご説明いたします。

この案件は、学校法人恭敬学園が設置する北海道芸術高等学校が、生徒のニーズに応え、教育の質の向上や教育環境の整備を行うため面接指導等実施施設の移転、学費の変更及び教育課程表の改訂を行おうとするものです。

変更の時期は、平成３１年４月１日を予定しております。

資料の項目７「変更の内容」をご覧ください。

（１）面接指導等実施施設の移転についてです。福岡県教育委員会から指定を受けた指定技能教育施設である北海道芸術高等学院（福岡）が移転することに伴い、変更するものです。

次に（２）学費の変更についてです。メディアでの学習の割合を減らし、直接教員による面接指導の時間を増やすこととし、教育の質の確保・向上を図るために、授業料を変更するものです。

なお、教育充実費及び施設費を不徴収とし、保護者の負担軽減を図るものです。

次に（３）教育課程表の改訂です。生徒の学習の機会の確保及び選択の幅を広げるため、芸術教科に「音楽Ⅰ」と「美術Ⅰ」の科目を追加するものです。

また、文部科学省の学習指導要領の改訂に対応して、「総合的な学習の時間」を「総合的な探求の時間」に変更するものです。

なお、本案件につきましては、本日の審議会でご了解いただけた場合の認可については、指定技能教育施設の移転について、現在、福岡県教育委員会に申請中でありますことから、移転の承認が４月１日以降となる場合につきましては、学費の変更及び教育課程の改訂を年度中に認可し、面接指導等実施施設の移転については、移転の承認が確認された後に認可する手順となることを申し添えます。

説明は、以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

【質疑応答】

○議長 本件に関しまして、ご質問やご意見等はございませんか。

○委員Ａ ２ページと３ページの学校の変更認可についてですが、前回か前々回でもこの学校の名前が上がっていたかと思いますが、内容は移転に関わる追加など、拡大の方向での変更認可申請となっておりまして、立て続けに通信教育の機関がこのように申請する背景にはどういったことがあると捉えていますか。

○事務局 ニーズが非常に増えているというのが一つあります。教育区域を拡大したいという通信制高校の意向がありまして、拡大の方向で手続きが行われているところでございます。

- 委員A 生徒数が増えてきているということですか。
- 事務局 生徒数は少しずつ増えてきています。例えば、多少増減はございますが、去年からみますと、星槎高校ですと14人の増、芸術高校ですと51人の増、クラーク高校では生徒数の定員が12,480人ですので増減が多くございまして、クラークにつきましては生徒数は減少しておりまして、前年度に比べまして、334人の減となっているところでございます。
- 委員B 教育内容で科目の追加がありますが、シラバスなど授業内容のチェックはないのですか。
- 事務局 シラバスの内容まで踏み込んだ審査は行っておりませんが、項目として教育課程に沿った内容になっているかどうかについては、確認しております。
- 委員B 私の感覚ですと、クラーク高校のロボット数学なんかは、どういう内容かわかりませんが、高校生で分かるのかなという気がしますが。
- 事務局 ロボット数学につきましては、学校の説明ですけれども、数学の有用性についてロボットを目的に合わせて動かすための数学的思考、プログラミングを通じて数学の有用性について学ばせる。また、理科と数学の横断的な学びですとか、アクティブラーニングを通して主体的で対話的な深い学びを实践するものと説明を受けております。
- 委員B 通信制が拡大していくと教育内容の中身のところをしっかりとチェックする必要があるのかなという気がしています。また、星槎の教育内容で問題はないのかもしれませんが、単位数が1～2というのは、どのような授業をやったときに1単位で、どういうときに2単位としっかりと決められているのでしょうか。
- 事務局 学校の中で単位認定会議があり、添削指導ですとか面接指導をどの程度行ったときに何単位といった基準で単位認定を行っております。
- 委員B 学校の中で基準があるということですか。
- 事務局 はい。あります。
- 委員B 科目の名前なども高校生に分かるのかなと感じが若干します。
- 事務局 科目の名称については各学校で設定できることになっておりますので、分かりやすくということは必要なことではありますが、今回、このような形で設定されております。
- 委員B 教育内容のチェックも重要ではないのかなという気がして質問させていただきました。
- 事務局 教育内容につきましては、通信制高校だけではなく、全日制の高校につきましてもシラバスの中身まで踏み込んだ審査は行っておらず、教育課程に沿った項目であるかどうかのチェックを行っております。ご質問の背景には、通信制高校できちんとした教育ができていないのかということがあると思いますが、国においても広域通信制に関するガイドラインを策定して実地検査を行う方針が示されており、道としましてもこのガイドラインに沿って実地検査を

行いまして、運営全般について適宜、指導・助言を行っているという状況でございます。

○委員C 確認ですが、2ページのクラーク記念国際高等学校の場合の施設の削除と追加の関係ですが、例えば、東京校の施設が削除されて、そして同じ施設を利用して学習センターが追加されることになっておりますが、これは内容の伴った名称の変更と捉えてよろしいでしょうか。同じ施設を使いますよね。ただ、名前変えただけですか。

○事務局 教員の数など指定技能教育施設の要件を満たさなくなったため、指定技能教育施設からは外れますが、道が国の了解を得て定めております学習センターに振り替えたということです。

○委員D 今のお話ですと、中身も変わってきているので、それに応じて施設の種類も変えるというイメージでよろしいですか。

○事務局 地域の事情にもよりますが、教員数が確保できないということがありまして、都道府県の指定から外れますが、そこでのニーズがあるということで、指定技能教育施設ではありませんが、学習センターという形で引き続き教育をその場で継続していくということでございます。

(他に出席委員からの質疑はなく、全会一致で申請どおり認可可とされた。)

(2) 私立幼稚園の収容定員に係る園則変更認可について

西野第2桜幼稚園の収容定員に係る園則変更認可について、資料に基づき事務局から次のとおり説明した。

【事務局説明】

幼稚園の収容定員に係る園則変更認可について、ご説明いたします。

資料は、5ページをご覧ください。諮問番号第1880号(5)の定員増の案件でございます。

札幌市西区に所在しております、「西野第2桜幼稚園」について、設置者である、学校法人西野学園から定員増の申請がございました。定員増の理由につきましては、地域における入園を希望する幼児数の増加に対応するため、となっております。

当該幼稚園につきましては、これまで、適正な運営がなされており、申請どおりに定員を増やした場合においても、教職員数、施設・設備については、幼稚園の設置基準を満たしております。

変更の時期につきましては、平成31年4月1日となっております。

以上につきまして、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

(出席委員からの質疑はなく、全会一致で申請どおり認可可とされた。)

(3) 私立幼稚園の廃止認可について

山王幼稚園、星の子幼稚園、松葉幼稚園、若葉幼稚園、花川マリア幼稚園、元町白百合幼稚園、カトリック湯の川幼稚園、認定こども園ききょう幼稚園、函館あおい幼稚園、風連幼稚園、潮見幼稚園、摩周丘幼稚園、あしたば幼稚園及びふたば幼稚園の廃止認可について、資料に基づき事務局から次のとおり説明した。

【事務局説明】

幼稚園の廃止認可について、ご説明いたします。

資料は6ページから9ページまで、諮問番号第1880号（6）から（19）までの計14件になります。

まず、（6）から（17）までの12件についてご説明いたします。

幼稚園が、子ども子育て支援新制度の幼保連携型認定こども園に移行する場合には、幼保連携型認定こども園の設置認可と、学校教育法第4条第1項で定める幼稚園の廃止認可の両方が必要となりますが、（6）から（17）までの12件については、4月から幼保連携型認定こども園に移行するため、設置者である学校法人から幼稚園廃止の認可申請があったものです。

在園児や教職員、指導要録等については、そのまま移行後の認定こども園に引き継がれることとなっております。

今回の廃止は、幼保連携型認定こども園の設置、認定こども園への移行に伴う幼稚園の廃止であるため、廃止認可の条件として、資料の10番に記載しておりますが、「幼保連携型認定こども園の設置認可を受けること」の条件を付しております。

なお、本日時点で、設置認可がされない園があるとの情報はありますが、念のため条件を付しております。

続きまして、9ページの（18）、（19）の廃止認可についてご説明いたします。

まず、（18）の「学校法人桜岡学園」が旭川市に設置しております「あしたば幼稚園」についてですが、こちらの幼稚園は、園児数の減少により、今後の健全な幼稚園運営が難しくなったため、廃止の申請があったものです。

園児の状況については、在園児11名のうち6名が3月に卒園し、5名は同じ学校法人が設置する市内の「あすなろ幼稚園」に転園することとなっており、教員についても、同学校法人が設置する市内の「さくらおか幼稚園」または「あすなろ幼稚園」に異動することとなっております。

指導要録につきましては、設置者が保管することとしております。

次に（19）の「学校法人福田学園」が釧路市に設置している「ふたば幼稚園」についてですが、こち

らの幼稚園も、園児数の減少により、今後の健全な幼稚園運営が難しくなったため、廃止の申請があったものです。

園児の状況については、在園児 9 名のうち 5 名が 3 月に卒園し、4 名は市内の幼稚園に転園することとなっております。また、教職員については、3 名が退職となります。

指導要録については、道学事課で保管することとしております。

廃止の時期については、いずれも平成 31 年 3 月 31 日となっております。

なお、(19)の「ふたば幼稚園」を設置する学校法人については、解散する予定となっておりますが、法人の解散については、次の諮問事項で説明させていただきます。

以上、諮問番号第 1880 号(6)から(19)までを説明させていただきました。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

(出席委員からの質疑はなく、全会一致で申請どおり認可可とされた。)

(4) 学校法人の解散認可について

学校法人福田学園の解散認可について、資料に基づき事務局から次のとおり説明した。

【事務局説明】

学校法人の解散認可について、ご説明いたします。

資料は 10 ページ、諮問番号第 1880 号(20)になります。

先程、諮問させていただいた、幼稚園の廃止認可申請のうち、ふたば幼稚園を設置する「学校法人福田学園」から設置する幼稚園を廃止するため、学校法人も解散するとして認可申請があったものです。

解散の時期については、幼稚園の廃止と同じ平成 31 年 3 月 31 日となっております。

解散に伴い残余財産が発生した場合は、寄附行為に基づき処分することとしております。

以上、諮問番号第 1880 号(20)を説明させていただきました。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

(出席委員からの質疑はなく、全会一致で申請どおり認可可とされた。)

7 報告事項

「私立の高等学校、中学校、中等教育学校、小学校、特別支援学校及び幼稚園の設置等の認可に関する審査基準」の改正について、資料に基づき事務局から説明した。

8 閉 会

以上をもって、平成３０年度第３回北海道私立学校審議会を終了した。